

「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を開設いたします。

経済産業省は、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて、短期の対応として、本日、全国の関係機関での特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施します。

各地方経済産業局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に、自動車部品メーカー等、米国による自動車等に対する追加関税措置の影響が懸念される企業からの様々な相談を受け付ける窓口として、「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置します。

津久見商工会議所でも特別相談窓口を開設いたしますので、支援やご相談をご希望の方はご連絡をお願いいたします。

津久見商工会議所 中小企業相談所(0972-82-5111)

経済産業省の示す支援対応の概要は以下の通りです。(経済産業省 HP より抜粋)

- 特別相談窓口の設置
- セーフティネット貸付の要件緩和
- 官民金融機関への相談呼びかけ
- 日本貿易保険(NEXI)による資金調達等の支援

本件の詳細につきましては、下記 URL より経済産業省のホームページをご確認ください。

経済産業省

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250403001/20250403001.html>